

基準6 無窓階の取扱い基準

※無印：法令基準 ●：指導基準

政令第10条第1項第5号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

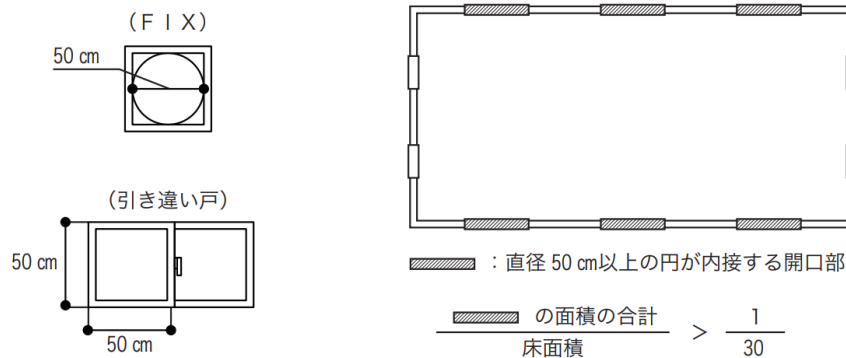
無窓階以外の階の判定は、省令第5条の5によるほか細部については、次により運用する。

1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の5第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

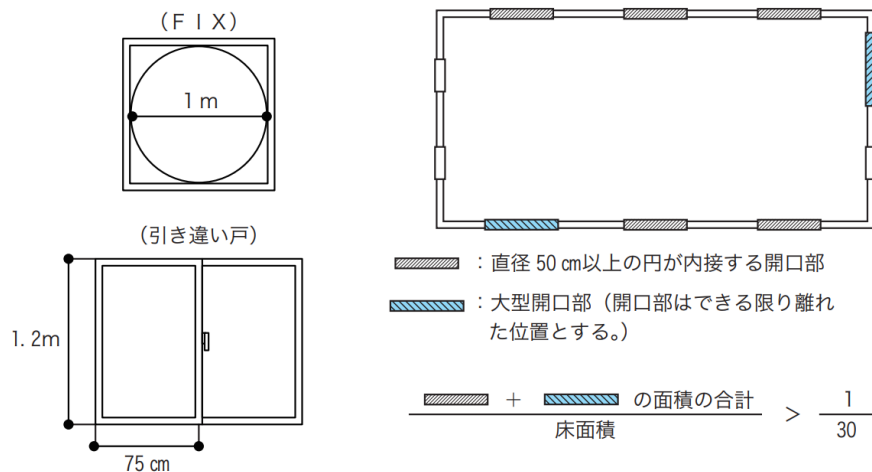
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の1/30を超える階であること。（基準6-1図参照）



基準6-1図

(2) 10階以下の階

前(1)の割合と同様であるが、前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。（基準6-2図参照）

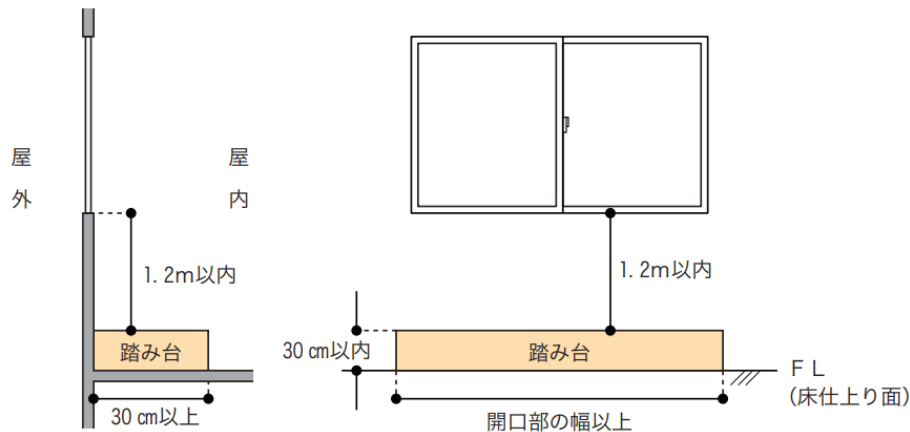


基準6-2図

基準6 無窓階の取扱い基準

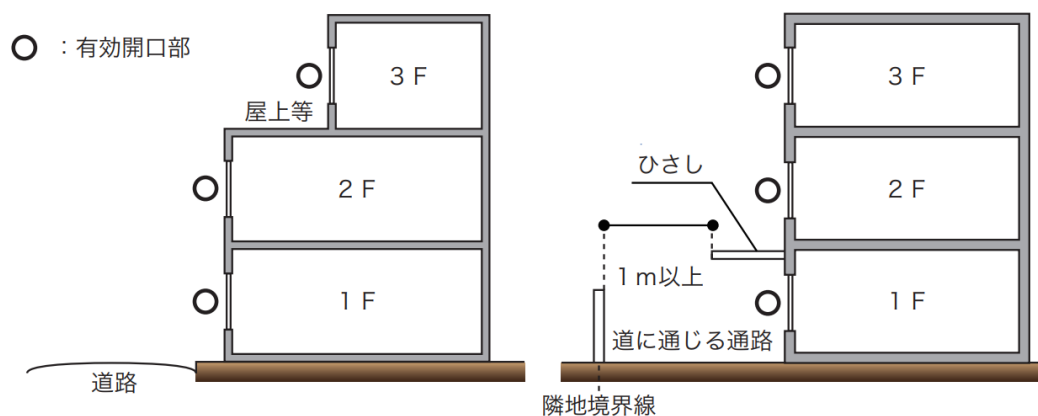
2 開口部の位置

- (1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の5第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。●（基準6－3図参照）
- ア 不燃料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
 - イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
 - ウ 高さは、おおむね30cm以内、奥行きは30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
 - エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
 - オ 避難上支障のないように設けられていること。



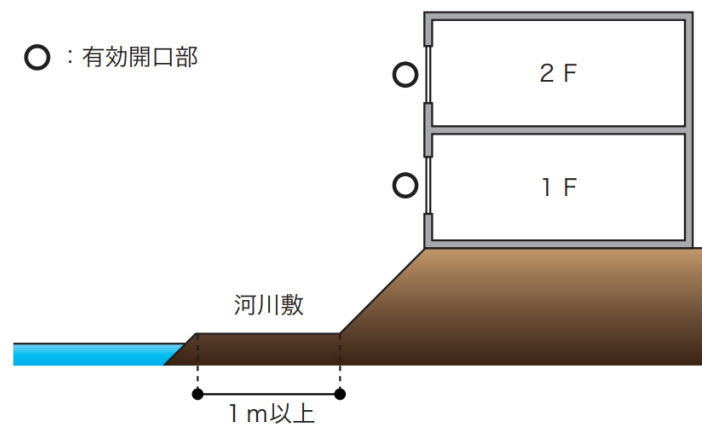
基準6－3図

- (2) 次に掲げる空地等は、省令第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。
- ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
 - イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、階段状の部分等で避難及び消火活動が有効にできるもの。（基準6－4図参照）



基準6－4図

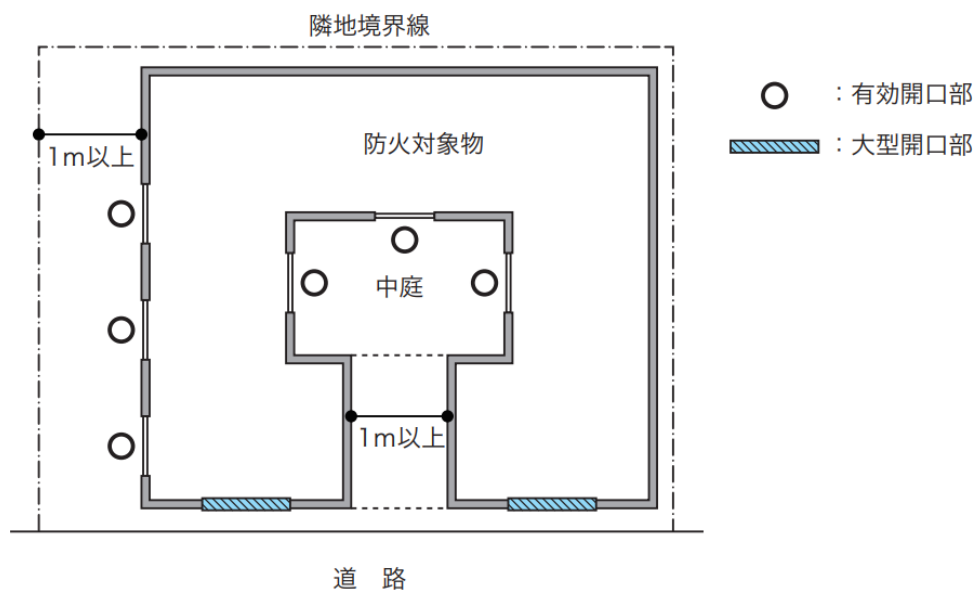
- ウ 1m以内の空地又は通路については、樹木、へい及びその他の工作物がないとともに、側溝等がある場合は、グレーチング等を敷くなど避難及び消火活動に支障がないもの。
- エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。（基準6－5図参照）



基準6-5図

オ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路又は廊下（以下通路等という。）があり、次の全てに適合するもの。（基準6-6図参照）

- (ア) 通路等の出入口の幅員は、1 m以上であること。
- (イ) 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。
- (ウ) 道に面する外壁の開口部で必要面積の1/2以上を確保できること。



基準6-6図

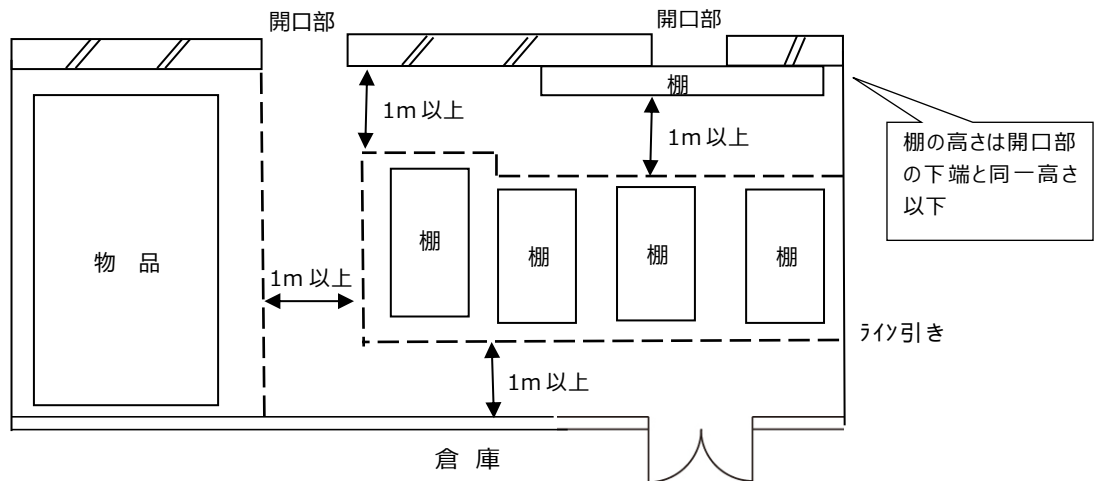
(3) 省令第5条の5第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」について、次に掲げる状態は、常時良好な状態として取り扱うこと。

- ア 格子、ルーバー、広告物、日除けその他の設備により避難及び消火活動上妨げにならないもの。
- イ 有効開口部は、建物内部側で有効1 m以上の通路等を確保すること。ただし、有効開口部の下部に、空調機器や棚等がある場合は、避難及び消火活動に支障がないもので、有効開口部の下端

基準6 無窓階の取扱い基準

と当該機器等の高さと同じ高さ以下であり、かつ、当該機器等を除いて有効1 m以上の通路等を確保してあればこの限りではない。

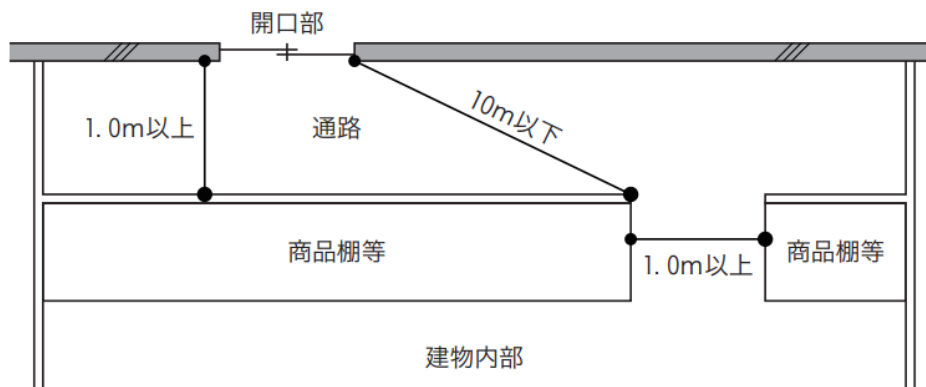
なお、倉庫、機械室、バックヤード等で、有効開口部を算入する場合は、出入口から有効開口部までの通路幅を1 m以上確保し、必要に応じ床にラインを引く等の指導を行うこと。●（基準6－7図参照）



基準6－7図

ウ 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入口を有効に設けたもので、次の全てに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの。

- (ア) 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障ないこと。
- (イ) 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、1 m以上、高さは1.8 m以上として下端は床面から15 cm以下であること。
- (ウ) 間仕切り壁の出入口と当該開口部との距離は、おおむね10 m以下であること。●（基準6－8図参照）



基準6－8図

3 開口部の構造

省令第5条の5第2項第3号に規定する「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として、次に掲げる判断基準に基づき有効開口部として取り扱うことができる。

(1) 開口部の形状等による有効開口部の判断基準

ア 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラスで、ガラス厚さが6mm以下。

イ 網入板ガラス又は線入板ガラスの窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。（ガラスの厚さが6.8mm以下のもの。）

ウ 強化ガラス又は耐熱板ガラスで、ガラス厚さが5mm以下。

エ 合わせガラス（2枚以上の材料板ガラスで中間膜（材料板ガラスの間に両者を接着する目的で介在する合成樹脂の層をいう。）を挟み込み全面接着したもので、外力の作用によって破損しても、破片の大部分が飛び散らないようにしたものという。）で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができる、基準6－1表に掲げるもの。

また、合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン（平成19年3月27日消防予第111号）に適合するものであること。

オ 複層ガラス（2枚以上の板ガラスを一樣の間げきをおいて並置、その間げきに外気圧に近い圧力の乾燥空気を満たし、その周辺を封着したものをいう。）で、材料板ガラスが普通ガラスであり、その厚さが外側5mm以下、内側が3mm以下のもの。（平成9年2月26日消防予第36号の取扱い例による。）ほか、基準6－1表に掲げるもの。

カ シャッター等の開口部

(ア) 感知器の作動と連動し、電動により開放するもの。（非常電源付に限る。（非常電源からシャッター電動機までの配線は、耐火配線にすること。以下同じ。））

(イ) 屋内外から電動により開放できるもの。（非常電源付きに限る。）

(ウ) 防災センター、守衛室等の常時人のいる場所から遠隔操作で開放できるもの。（非常電源付に限る。）

(エ) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が避難階にあるもの。（シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和52年12月19日消防予第251号）に適合しているものに限る。）

キ ドア等

(ア) 手動式で当該ガラスを容易に破壊することにより内部の施錠を解錠できるもの。（ガラスは、前アからオの仕様に限る。開口部の大きさは、縦及び横で有効150mm以上であること。平成14年9月30日消防予第281号の取扱い例による。）

(イ) 電動式で停電時になっても非常電源の作動又は手動により開放できるもの。

(ウ) 前カ(エ)によるもの。

ク 二重窓（ガラス窓を2組用いて断熱効果又は防音効果を高めたもの。）

(ア) はめ殺しの窓で厚さが6mm以下の普通ガラス戸

(イ) 屋内外から開放できるガラス戸

(ウ) 避難階に設けられた屋内外から手動で開放することができる軽量シャッター（空錠）と厚さ6mm以下の普通ガラス戸

ケ 次のいずれかに掲げる窓用フィルム（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラスは、前アからオの基板ガラスによって、判定することができる。

(ア) 基材がポリエチレンテレフタレート（PET）製で、基材の厚みが100μm以下のもの。

(イ) 基材が塩化ビニル製で、基材の厚みが400μm以下のもの。

コ 基準6－1表に掲げるもの。ただし、前アからケ以外のものであって、外部から消防隊が特殊

器具を用いることなく容易に開放できるもの（ハンマー等の消防隊が装備している器具により開放できるものをいう。）であれば、実際に開口する部分を有効開口として取り扱うことができる。

また、特殊な構造又は設置状況となる場合は、別途協議するものとする。

(2) 屋内でロックされている有効開口部の判断基準

ア クレセント錠、シリンダー錠（内側にサムターン）、レバーハンドル等で、前(1)のガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。

上下2箇所を設置するクレセント錠の場合は、クレセントの位置をおおよそ高さ1.5mの位置で指導すること。2か所を超えるクレセント錠は算定できないものとする。●

イ 電気錠（電氣的に施解錠ができる錠前をいう。以下同じ。）を設置する開口部の有効開口部は、防災センター、守衛室等の常時人のいる場所に設置した遠隔操作装置により電気錠を非常時に解錠することができる部分とすること。自動火災報知設備が設置されている対象物については、自動火災報知設備と連動すること。（有効開口部に算定する開口部のみとする）

遠隔操作装置は、非常電源を附置すること。ただし、停電時に解錠する場合は、この限りではない。

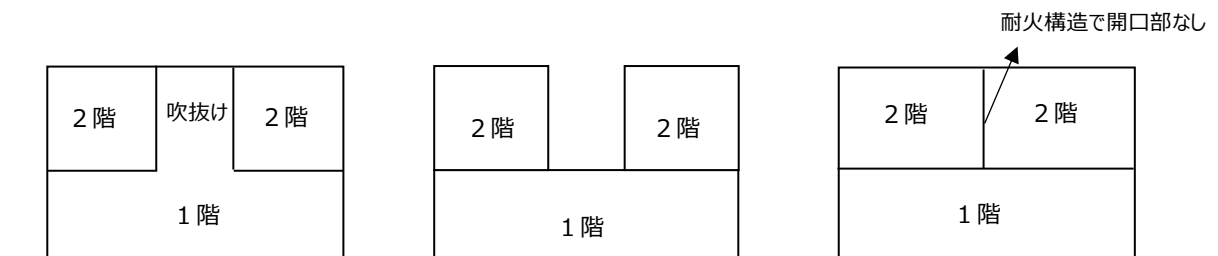
(3) 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により基準6－2表により判断するものであること。

4 その他

(1) 営業中は、省令第5条の5に定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無窓となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。

(2) 同一階が屋内(外)空間で隔てられている場合又は開口部の無い耐火構造の壁で区画されている場合にあっては、各部分に平均して開口部を設け判定すること。

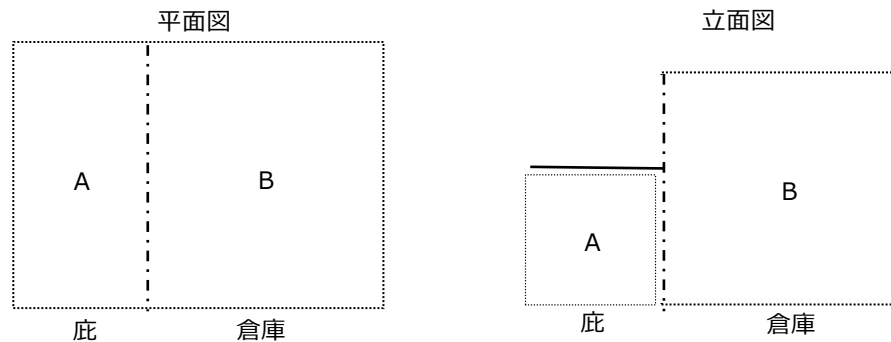
なお、努めて隔てられた部分又は区画された部分ごとに1/30を超えるの開口部を設けるよう指導すること。●（基準6－9図参照）



基準6－9図

(3) 基準5の床面積の算定では、十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途の供する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないことができる。（基準6－10図参照）

基準6 無窓階の取扱い基準



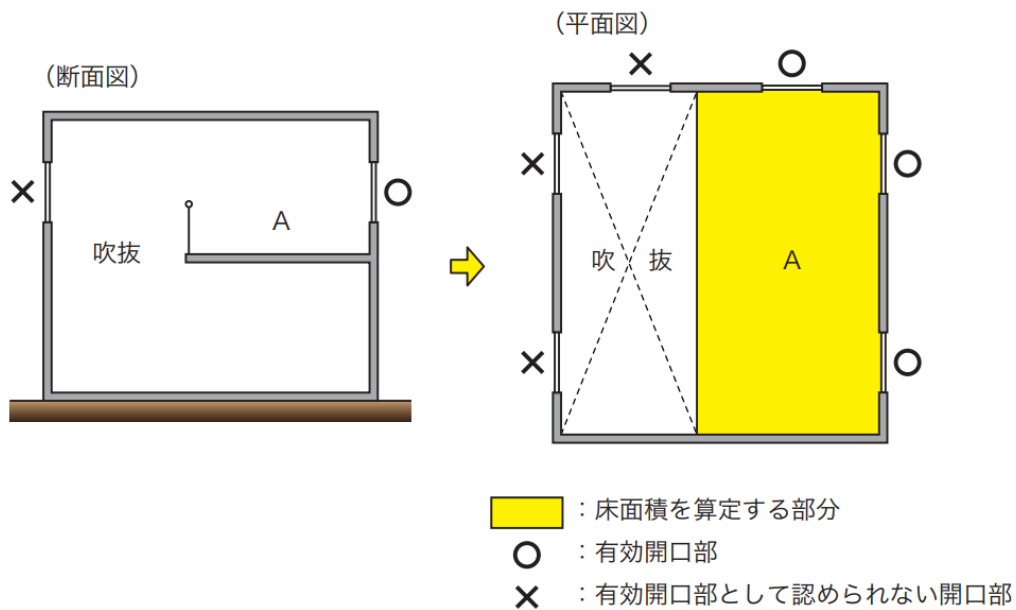
（例）庇部分の面積が床面積に算入されている場合、無窓階の判定は、床面積Bの1/30の開口部の有無により判断するものとする。

基準6－10図

（4）吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。（基準6－11図参照）

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



基準6－11図

（5）有効開口部の開口面積の計算において、個々の開口部の有効開口面積算定については、小数点第3位を切り捨てた数値とし、床面積の1/30については、小数点第3位を切り捨てた数値で必要面積を超えているかで判定すること。●

（6）本基準により、無窓階と判定された場合であっても避難階については2以上の大型開口部（主となる出入口等）を設けるよう指導すること。●

基準6 無窓階の取扱い基準

基準6－1表 有効開口部となる判断基準

ガラスの種別	厚 さ		施工方法	足場あり	足場なし
普通板ガラス フロート板ガラス （その他、同等の 強度ガラス）	6 mm以下		引き違い窓 はめ殺し窓	○	○
	6 mmを超え 10 mm以下		引き違い窓	△	×
			はめ殺し窓	×	×
網入板ガラス 線入板ガラス	6.8 mm以下		引き違い窓	△	△
			はめ殺し窓	×	×
	6.8 mmを超え 10 mm以下		引き違い窓	△	×
			はめ殺し窓	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス （強度が普通ガラ ス 6 mmと同等のも の）	5 mm以下		引き違い窓 はめ殺し窓	○	○
	5 mmを超えるもの		引き違い窓 はめ殺し窓	×	×
合わせガラス （2枚以上の材料 板ガラスで中間膜 （材料板ガラスの 間に両者を接着す る目的で介在する 合成樹脂の層をい う。）を挟み込み全 面接着したもの、 JIS3205 に該当す るもの。）	①フロート板ガラス 6 mm以下＋ PVB(ポリビニルブチラル)30mil(膜厚 0.76 mm)以下＋フロート板ガラス 6 mmを合わせたガラス ②網入り板ガラス 6.8 mm以下＋ PVB(ポリビニルブチラル)30mil(膜厚 0.76 mm)以下＋フロート板ガラス 5 mm以下の合わせガラス		引き違い窓	△	△
			はめ殺し窓	×	×
	①フロート板ガラス 5 mm以下＋ PVB(ポリビニルブチラル)60mil(膜厚 1.52 mm)以下の合わせガラス ②網入り板ガラス 6.8 mm以下＋ PVB(ポリビニルブチラル)60mil(膜厚 1.52 mm)以下＋フロート板ガラス 6 mm以下の合わせガラス ③フロート板ガラス 3 mm以下＋ PVB(ポリビニルブチラル)60mil(膜厚 1.52 mm)以下＋型板ガラス 4 mm以下 の合わせガラス		引き違い窓	△	×
			はめ殺し窓	×	×
	普通板ガラス同士	6 mm以下の 組合せ （ブライ ンド内蔵も同 様）	引き違い窓	○	○
		6 mm以下と 6 mmを超え 10	はめ殺し窓	○	○
複層ガラス 構成するガラスご とに本表(合わせ ガラスを除くほ か、網(線)入りガ ラスにあっては厚 さ 6.8 mm以下、強			引き違い窓	×	×

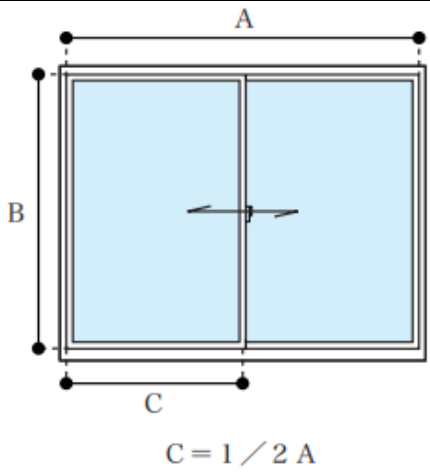
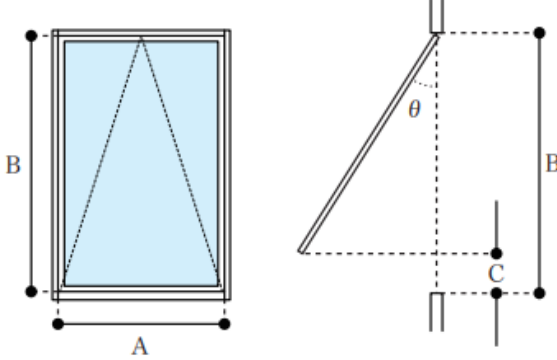
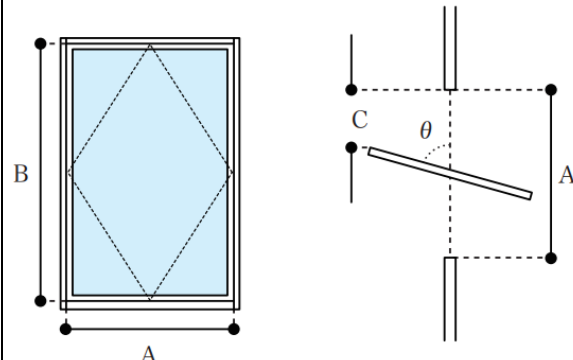
基準6 無窓階の取扱い基準

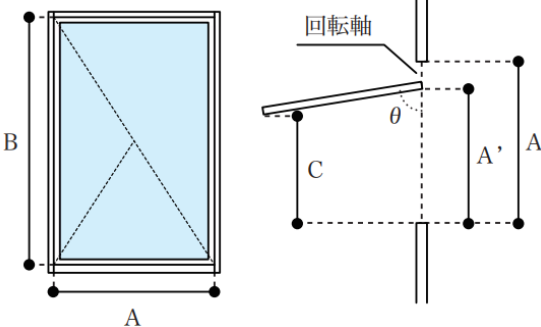
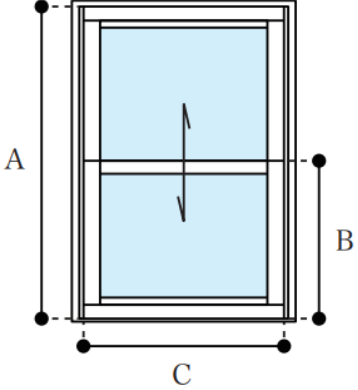
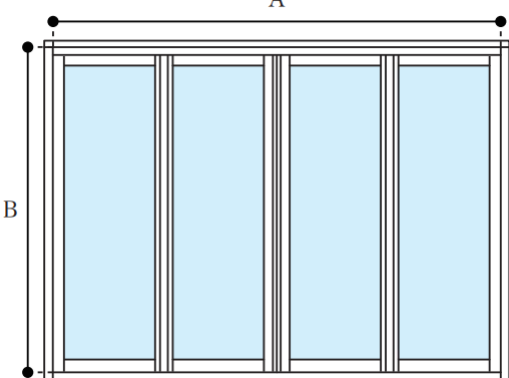
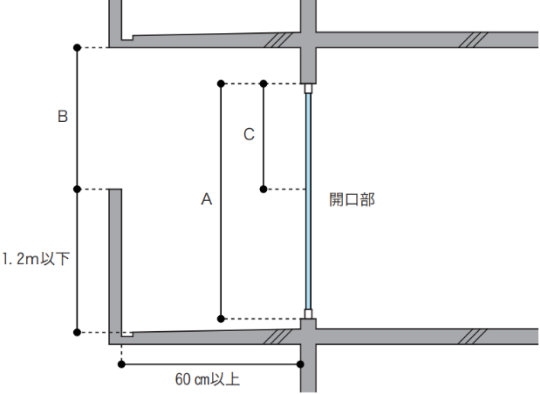
化(耐熱)ガラスにあっては5mm以下に限る。)により評価し、全体の判断を行うが、右記の構成の場合は当該基準で判断する。		mm以下のものとの組合せ	はめ殺し窓	×	×
		6mmを超えるもの同士の組合せ	引き違い窓 はめ殺し窓	×	×
	普通板ガラスと網(線)入りガラスとの組合せ	6mm以下の普通ガラスと網入りガラス等(ブラインド内蔵も同様)	引き違い窓	△	△
		6mmを超える普通ガラスと網入りガラス等	はめ殺し窓	×	×
			引き違い窓 はめ殺し窓	×	×

備考

- 「足場あり」とは、避難階又はガラス戸の破壊作業ができるバルコニー、屋上広場等の破壊作業スペースが確保されているものをいう。
- 「足場」の構造等は、木造以外であること。また、バルコニーとは、建基令第126条の7に定める構造のもの又はこれと同等のものをいう。
- 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。
- 「○」：開口部全体を有効開口部として算定に加えることができるもの。
「△」：ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（第6-2表によること。）を有効開口部として算定に加えることのできるもの（クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては、個別に判断すること。）
「×」：有効な開口部として取り扱えないものとする。
- 回転窓、突き出し窓は、開放角度により別途算定するので、開放角度がわかる仕様書を添付すること。
- 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、非常電源回路は耐火配線とすること。
- 次のいずれかに掲げる窓用フィルム（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラスは、上記の基板ガラスによって、判定することができる。
（ア）基材がポリエチレンテレフタレート（PET）製で、基材の厚みが100μm以下のもの。
（イ）基材が塩化ビニル製で、基材の厚みが400μm以下のもの
- 上記以外に特殊な構造又は設置状況となる場合は、別途協議すること。

基準6－2表

名 称	例 示	有効寸法の算定
引き違い窓	 $C = 1/2 A$	$B \times C$ とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm 以上の円が内接するものと同様以上として取り扱うことができる。 $B = 1.0\text{m}(0.65\text{m})$ 以上 $C = 0.45\text{m}(0.4\text{m})$ 以上 (注) () 内はバルコニー等がある場合
突出し窓		$A \times C$ の部分とする。 $C = B (1 - \cos \theta)$ (注) θ は最大開口角度 90° 以下
回転窓		$B \times C$ の部分とする。 $C = A (1 - \cos \theta)$ (注) θ は最大開口角度 90° 以下

すべり出し窓		$B \times C$ の部分とする。 $C = A' (1 - \cos \theta)$ (注) θ は最大開口角度 90° 以下
上げ下げ窓	 $B = 1 / 2 A$	$B \times C$ とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 $B = 1.0\text{m}(0.65\text{m})$ 以上 $C = 0.45\text{m}(0.4\text{m})$ 以上 (注) ()内はバルコニー等がある場合
折れ戸		$A \times B$ とする。
外壁面にバルコニー等がある場合		Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さは1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員が60cm未満の場合は、Cを有効開口部の寸法とする。